

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和8年2月教育委員会会議：定例会

期 日 令和8年2月18日（水） 開会 午後2時00分  
閉会 午後4時13分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者  
菅谷 義範 委員 清水 弥生 委員

傍聴者 0名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱) 松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱) 山本 健太
	教育総務課長 宮崎由美子	教育センター所長 塚越 薫
	社会教育課長 舎人 樹央	教育総務課主幹 新川 ゆか
	教育総務課主幹(教育施策推進室長事務取扱) 藤崎 裕之	教育総務課企画財務班長 伊藤 浩司
事務局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 小高 純

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より3件報告

諸般の報告を3点申し上げる。令和8年1月23日に開催された校長会議、1月30日に開催された令和7年度第2回教育長教育委員研修会、そして2月6日に開催された教頭会議について。

初めに、1月23日に中央公民館で開催された校長会議について。今年度末に10名の校長が役職定年を迎えることを踏まえ、学校経営の継続性に留意の上、次年度の校長へはぜひこのように進めるべきと進言してほしいというお願いをした。次年度の学校経営は、後任校長の判断によるが、校長が代われれば学校が変わるでいいのかという視点を踏まえ確実な引継ぎを実施してほしいということを伝えた。

次に、人事評価制度を活用した人材育成について。人事評価のプロセスに

面談とコミュニケーションが組み込まれていることから、日常の業務全般にわたって話し合える絶好の機会と捉え、その機会を最大限生かすとともに、職員と双方向の対話を持つ努力をお願いした。

最後は、学校事故防止について。令和6年3月に改訂された学校事故対応に関する指針を踏まえ、詳細調査を実施した事例を基に、各学校における危機管理体制について点検を指示した。具体的には、危機の回避、対処について、校長の陣頭指揮により状況の変化に応じた適切な対応が可能となっているかということである。危機管理マニュアルは、その性質上、抽象的な内容にとどまるところもあることから、事故発生時に的確に行動できるよう校内研修の充実を求めた。

続いて、1月30日に浦安市文化ホールで開催された令和7年度第2回教育長教育委員研修会について。研修会には、柴内委員、宮崎課長の3人で参加した。

最初に、浦安市における不登校の現状や不登校支援の基本理念、取組、そして今後の展望について説明があった。浦安市では、誰一人取り残されない支援体制の構築を方針に掲げ、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに加え、個々の状況に応じた学びの場や居場所の整備に取り組んでいる。特に校内支援として、公認心理士の資格を持つスクールライフカウンセラーの全校配置や校外での支援として学びの多様化学校、名称をアルファベットのUMIと書いて「うみ」という名称だが、学びの多様化学校の運営は注目すべき取組であった。

説明終了後には、会場から徒歩圏内に位置するUMIと中央図書館内にあるファブスペースの視察が行われた。UMIは、複合施設内に整備されており、音楽スタジオや軽スポーツを楽しめる施設が併設されていた。さらに、近隣には中央図書館もあることから、体育館や特別教室を備えていないものの学習環境として十分に補完されていた。また、このUMIは、4キロ四方の浦安市の中央部に位置しており、市内全域から生徒が通学しやすい距離にあるなど、地理的条件にも恵まれた学校だった。十分な人員配置と良質な学習環境が整えられている背景には、自治体の強固な財政基盤が少なからず影響を及ぼしているように感じられた。現在、在籍の生徒は14名で、浦安中学校の分教室として開設されているが、指導する教職員は12名の教職員が配置されているという状況だった。

続いて、2月6日に中央公民館で開催された教頭会議について。教頭会議では、校長会議で話した内容に加えて、人材育成、特に初若年者が力をつけることができているかどうか、しっかり振り返ってほしいということを伝えた。授業が思うように進められない、保護者対応に気を使う、対人関係に悩む、日々の業務に追われる中で、そのやりがいを見失いそうになっているなど、経験の浅い教職員が行き詰まったときに、チームとして支えることができる後ろ盾があるかなど、各学校の校内組織が機能しているかどうかの確認と体制の見直しを進めるよう指示した。

## ② 印教連教育功労者表彰について【学務課長】

印旛地区教育委員会連絡協議会が表彰している令和7年度印教連教育功労者表彰の受賞者について報告する。

今年度は、2月3日火曜日、印旛教育会館において表彰式が行われ、賞状の伝達がされた。資料のとおり、佐倉市からは10名の校長と1名の教頭、1名の教諭、1名の上席専門員が受賞された。10名の校長先生の多くが教育行政や県、郡、市町で活躍され、印旛の教育に多大な貢献をしたものとして受賞されたものである。1名の教頭先生、1名の教諭、1名の上席専門員は、郡や市町で活躍され、印旛の教育推進に尽力していただいたものとして受賞されたものである。

③ 山王小学校の給食の提供について【指導課長】

山王小学校の給食の提供について報告をする。山王小学校の給食室において10月より水道水に細かいさび状の異物が混入する不具合が継続している。原因としては、給食室内給水管の老朽化及び複雑な構造にあり、抜本的な解決に大規模な施設改修が必要な状況がある。現在、子どもたちには代替のお弁当給食を提供しているが、可能な限り早急に児童への給食提供を再開するために、佐倉小学校への給食配送の実績がある白銀小学校を拠点とし、調理した給食を山王小学校に配送する方式に変更をする。現在、令和8年4月開始を目途に、厨房機器の増設をはじめとした準備を進めている。また、3月中旬には学校周辺の土地、建物所有者を対象にした公聴会の開催も予定されている。

④ いじめの状況について【指導課長】

1月末日のいじめ認知件数は、小学校が485件、中学校が269件の合計754件。12月の新たな認知件数は小学校が33件、中学校が20件で合計53件。今月最後の市内生徒指導担当者会議が行われた中で、迅速ないじめ対応及び重大化させないための取組について具体的な指導を行った。引き続き、学校と連携をして、いじめの早期対応に努めていく。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、1月17日から2月13日までの報告をする。  
インフルエンザが1,963名、新型コロナウイルス感染症が24名、溶連菌感染症が5名、水ぼうそう4名、マイコプラズマ感染症と流行性角結膜炎がそれぞれ2名、伝染性単核症1名、以上全疾患合計2,001名の報告があった。インフルエンザは、昨年10月から11月にA型が流行したのに対し、年が明けてからはB型が大半を占めている。本期間中インフルエンザにより小中学校合わせて88の学級閉鎖、9の学年閉鎖、中学校2校で学校閉鎖を行った。先週から少し流行は落ち着いてきているが、引き続き拡大防止の取組を続けていく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。  
今、指導課長お話しのように、先週インフルエンザの流行が落ち着いてきている。第7週、先週2月9日から2月15日。落ち着いてきたとはいえ、印旛市郡管内では定点当たり52.77である。警戒レベルが30なので、それをか

なり超えている。その前の週、第6週、2月2日から2月8日が定点当たり60.82になっている。もう一つ前の第5週、1月26日から2月1日だが、定点当たり45.14で、もう一つ前の第4週、1月19日から2月25日が定点当たり26.64なので、第6週、2月2日から2月8日までは倍とは言わないが、1.5倍ぐらいずつ増えていた。ただ、ここで一応ピークを迎えたのかなということで、先週が下がっているため、このまま減っていく予想はできる。温かくなるが、乾燥が続いており、気温の高さについては安心感が出ているが、乾燥についてはなかなか改善がないため、動向を見ていかなければいけないと思う。予防は、同じ。うがい、手洗い、マスクの着用、学級閉鎖が88学級あったということなので、すごい数だと思う。学校閉鎖も2校で、なかなか大変な流行になっている。いつもは1つのピークで終わっているが、今年は2つのピークになっている。これから3つ目が出るということは、まず常識では考えられないが、ウイルス性疾患なので何とも言えない、学校も注意していただきたい。3月は卒業式などの行事があるので、十分に気をつけていただきたい。

新型コロナウイルス感染症だが、これも先週は少し落ち着いてきている。第7週2月9日から2月15日、定点当たり2.14、その前の週の第6週、2月2日から2月8日が3.27、もう一つ前の第5週、1月26日から2月1日が1.91なので、やはり第6週、2月2日から2月8日がピークになって少し下がっているが、これも山ができたりできなかつたりということなので、やっぱりこれも気をつけていただきたい。

あともう一つ目立つのが感染性胃腸炎、先週第7週、2月9日から2月15日、7.14ある。ちょっと気をつけていただいて、その前の週も7.93あるので、あまり減ってはいないだろう、ただこの感染性胃腸炎の直近のピークは第4週、1月19日から1月25日の定点当たり10.07が一番今のところ高いので、少し減ってはきている。冬の間の感染流行ということなので、暖かくなればそろそろ落ち着くかなと思うが、注意は必要である。

### 3 議決事項

議案第1号 令和8年度佐倉市当初予算（教育委員会所管分）について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：1ページ。当初予算の総括表となっている。上段の1、歳入。教育委員会所管分に関する歳入は7億5,441万3,000円を見込んでおり、令和7年度に比べ約5億3,000万円の増額となっている。増額の主な理由は、小学校における給食費無償化のための交付金によるものである。

続いて、2の歳出。令和8年度当初予算における教育委員会所管分歳出予算の合計は、ページの下段に記載のあるとおり、54億8,865万2,000円で、令和7年度に比べ約5,400万円の増額となっている。項別の内訳を見ると、1項教育総務費、5項社会教育費、6項保健体育費は増加、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費は減少となっている。

歳入歳出の詳細内訳は、2ページ以降に記載している。2ページから4ページまでは歳入の内訳を記載している。給食無償化に係る国からの交付金については、3ページの上段、給食費負担軽減交付金となっている。

続いて、5ページ、こちらからは歳出予算の内訳となっている。まず、経

費の区別について、大事業・中事業名の欄に下線付で掲載している事業は、臨時事業になっており、下線のついていないものが通常事業となっている。

昨年度に比べ変動の大きい事業を中心に紹介をする。まずは9ページの中  
段。10、英語・外国語活動推進事業については、約700万円増額の1億2,763  
万4,000円を要求している。保護者や市民を対象に昨年度実施した学校の在  
り方基本方針策定に係るアンケート調査において、英語教育について高い関  
心があることを把握したため、ALTの配置を継続するとともに、児童生徒  
が受検する英語検定料の補助を来年度から新規事業として立ち上げようとす  
るものである。

続いて、11ページ。中段にある18、部活動地域指導事業については約7,000  
万円増額し、1億387万1,000円を要求する。来年度の8月からは、全ての  
運動部の休日活動を地域による活動とし、約90クラブの立上げを目指してい  
ることから、これまでよりも委託費が増額となっている。

続いて、15ページ。3目学校建設費の1、小学校施設改築・改造事業につ  
いては、前年度から約2億7,500万円減額し、1億1,505万1,000円の要求  
となっている。減額の主な理由としては、学校トイレの洋式化工事が終了し  
たことによるものである。

最後に、27ページ。7、小学校給食費無償化事業については、新規の予算  
事業になっており、3億7,675万円を要求している。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

5ページ、4目の市史編さん費、1の市史編さん室一般管理費5万3,000  
円の減について、いつも話しているのだが、市史編さん事業があまり活発  
ではなく、その3のところの調査・収集・保存事業が22万増額になってい  
るが、全体でその4の市史資料普及事業が73万減になって、全体では減額  
になっている。なかなか目立たないものなので、そんなに予算がつかない  
だろうと思うが、もうちょっとこれはプラスになってもいいのではないか  
なと思うがいかがか。

##### 【社会教育課長】

まず、減額のところを少し説明すると、この5万3,000円の減額は、旧  
市史編さん室が弥勒町にあるが、そこがまだ教育財産になっているために  
草刈りのお金を持っており、それを夢咲くら館の管理運営費に移して、夢  
咲くら館と一緒にいうことで5万3,000円付け替えをしている。

4の市史資料普及事業については、今年度市史研究を発行したのだが、  
来年度は発行しない年ということで、その分がまるごと減額されており、  
また製作する時期が来たら、予算要求をしていく。ただ、おっしゃるとお  
り、市史については市史研究をつくったり、そういうところだけが目的で  
はなく、資料の収集や保存、それを生かした事業展開というのが本来の目  
的である。これについては、夢咲くら館に今あることで保存という面は強  
いところだが、なかなかそれを生かし切れていないという現状。ほかの図  
書館事業の中で、または咲くら館の中で一緒に推進していきたいと常々思  
っている。

**【委員 1 名より】**

ぜひその活用という部分、よろしくお願ひしたい。

8 ページ、6 の教科書指導書購入事業 4,399 万、これは今年がその年度に当たらないということによいか。3 目の 6、大事業・中事業の 6。

**【学務課長】**

おっしゃるとおりである。

**【委員 1 名より】**

10 ページ、大事業・中事業の 10、適応指導事業が増えていないが、これは外国人に対する事業で、外国人は増えているのに事業費は増えないということか。

**【指導課長】**

おっしゃるとおりである。外国籍のお子さんは増えているが、予算的に増えていない、そういう現状である。

**【委員 1 名より】**

さっき A L T は増やしていくという話だった。日本適応指導員への謝礼ということだが、こちらの人数を増やしてもいいかなという気はするが、その辺はいかがか。

**【指導課長】**

英語の予算が増えているのは、英語検定の受検料補助である。A L T の数はそのままである。

**【委員 1 名より】**

11 ページの 16、防止対策推進事業について、これもゼロである。いじめは今しっかり取り組んでいただいているが、その対応についていじめは増えていないという前提でゼロになっているのかどうか、もうちょっと増やしてもいいと感じるが。

**【指導課長】**

いじめの課題としては、非常に大きなものがあるが、それに対して予算をかけて事業を行うという内容については、それほど多くはない、この予算のほとんどが調査会に係る報酬に当たる部分になるため、いじめ問題の解決のためにさらに予算をかけるというところでは、今年度並みの予算で十分できると考えている。

**【委員 1 名より】**

14 ページと 17 ページ、2 目の大事業・中事業 4 の小学校情報機器整備事業、それから 17 ページの 2 目の大事業・中事業の 4、中学校情報機器整備事業ともに、小学校が 4,600 万、中学が 1,500 万の減だが、これは機器の整備が一段落して、ソフトウェアも今それほど変化がないので、こういう形の減額になったということによいか。

**【学務課長】**

タブレット等も入札で、それにかけた予定額というのがあり、その予定額を多少多めにやっていたのが、今ちょっと下がった状態に確定して、見合った額に落とすことができたというような状況である。

**【教育部長】**

1 点補足で、昨年度の予算には更新するタブレットの廃棄をする費用が

委託料として1,172万8,000円あり、今年度はもう廃棄が終わっているので、小学校費でいくと4,600万円のうち1,100万円は廃棄の費用がなくなったからということである。もう一点の理由は、今学務課長が説明した内容だと考えている。

【委員1名より】

では、入札の精算というか削減ということで分かった。それプラス廃棄ということで、中学も同じということか。

【学務課長】

中学も同じである。

《議決結果》

可決

議案第2号 令和7年度佐倉市2月補正予算（教育委員会所管分）について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ。2月補正予算の総括となっている。表の太枠、2月補正額。教育委員会所管に係る歳入予算は1億1,307万円の増額、歳出予算は4,119万1,000円の増額となっている。

続いて、2ページ。歳入予算の内訳となっている。初めに、上段の16款国庫支出金の1、小学校費補助金と2、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金の計3,178万8,000円については、令和8年度に予定している佐倉小学校校舎の天井の安全対策工事と西志津中学校グラウンド改修工事で活用しようとするもので、国の令和7年度補正予算において交付決定されたため、今回の2月補正予算で前倒し計上するものである。

続いて、19款の寄附金。教育費寄附金がある。こちらは、ふるさとまちづくり応援寄附金として佐倉市に寄附いただいた寄附金のうち、教育費に充当される1,798万8,000円を計上している。

続いて、23款の教育債、1項市債だが、先ほど説明した国庫補助金と合わせて佐倉小学校の安全対策工事と西志津中学校のグラウンド改修工事の財源として充当するものである。

続いて、3ページ以降は歳出予算の内訳となっている。今回の補正予算の多くが、入札や事業の執行により事業費が確定したことにより、予算の執行残額を減額補正するものや人件費のうち時間外勤務手当等の減額補正となっている。

3ページ。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、4、学校指導一般事務費の学校教育振興基金積立金1,034万3,000円は、ふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

続いて、4ページ。上段の2項小学校費、3目学校建設費、1、小学校施設改築・改造事業2,836万4,000円及び3項中学校費、3目学校建設費、2、中学校体育施設整備事業の7,509万4,000円の増額補正については、先ほど歳入で説明した佐倉小学校と西志津中学校の改修工事について、国庫補助金を前倒し計上することから、歳出についても併せて計上するものである。

最後に、7ページ。繰越明許費の補正及び地方債の補正について。小学校費、中学校費で各1件、合わせて2件ある。こちらは、事業の完了時期が令

和8年度になることから、翌年度の繰越明許費として設定しようとするもので、地方債は先ほどの歳入で説明した前倒しで計上するものとなっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

2ページの歳入、19款の寄附金。ふるさとまちづくりの応援寄附金ということで、1,798万8,000円が教育委員会に入っているということだが、佐倉市の全体で寄附された中の何%ぐらいが教育費に入ってきているのか。

【教育総務課長】

確実な数字を今持ち合わせてはいないが、やはりふるさとまちづくり応援寄附金の中で教育、特に子ども向けに使ってほしいという声が高いというところは把握している。

【委員1名より】

よく内容が分からないが、佐倉市について別に指定で寄付金を出したわけではなく、佐倉市に対して幾らか寄附をしましようという趣旨か。要するにこういう事業をしてくださいますか、そういう名目ではなく。

【教育総務課長】

両方あり、福祉に使ってほしいとか教育に使ってほしいというもののほかに、特に指定なく寄附、どちらもできるような形になる。

【委員1名より】

そうすると、教育に使ってくれという寄附があり、それはもう全てこの中に入っていて、そのほかに目的なしでも寄附をしてということで入っていて、その額はどのくらいになるのか。

【教育総務課長】

総額3億1,600万くらいになる。

【委員1名より】

3億あって1,700万、約2,000万なので、15分の1、ちょっと少ないかなという気はする、やっぱり教育の重要性を考えると、もうちょっとこっちに入ってきてよきような気がするが。

【教育部長】

何に使ってもらいたいのか、丸をつける欄があり、そこで教育とか福祉とか観光とかいろんなメニューがあり、教育に丸をつけると、それがこちらに流れてくる。あとはお任せします、何にでも佐倉市のために使ってくださいというところもあり、そこに丸をつけると、それぞれ案分して額が流れてきて、その計算結果が今回のこの金額になる。そういう形で計算されたような結果である。

【委員1名より】

総額からすると少ないなという、そういう意味で質問したのだが、何とか予算をもうちょっと取ってきて、この辺は大事な教育委員会なのでよろしく願います。

【委員1名より】

佐倉小と西志津中学校の改修、改築のための予算が書かれてあったと思うが、これは学校の統廃合の計画の中で継続するという学校にある程度認

定されているということか。

【教育総務課長】

特に残す学校を直すということではなく、すぐに統廃合という話ではない。今ちょうど教育施設の長寿命計画を改訂しているが、以前からある長寿命計画に沿った形で計画的な修繕の一環でやっているものである。特に今現在やっているものに関してイコールではない。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学校医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に令和7年2月の教育委員会定例会において、令和7、8年度の学校医の委嘱議案について決議をいただいているが、臼井西中学校学校医を務めていただいている鹿野純生先生が、今年度末をもって学校医を退任したい旨申し出があった。それに伴い、後任について印旛市郡医師会佐倉地区理事に推薦依頼をしたところ、1ページのとおり、臼井西中学校の学校医委嘱候補者として及川治先生の推薦があった。このたび臼井西中学校学校医として委嘱をする。したがって、2ページの学校医委嘱名簿6番に及川治先生を追加した。

委嘱期間については、令和8年4月1日から9年3月31日までとする。

3ページ目に、委嘱状（案）、4ページ目から佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：学校歯科医についても、令和7年2月の教育委員会定例会において令和7、8年度の委嘱議案について決議をいただいているが、佐倉小学校学校歯科医、加納博先生、内郷小学校学校歯科医、渋谷雅彦先生、西志津小学校学校歯科医、田中良明先生より、今年度末をもって学校歯科医を退任したい旨、申し出があった。それに伴い、後任について印旛郡市歯科医師会佐倉地区代表に推薦を依頼したところ、1ページのとおり、佐倉小学校並びに内郷小学校の学校歯科医委嘱候補者として松本剛先生、西志津小学校の学校歯科医委嘱候補者として岩井貴之先生、また南部中学校の学校歯科医として委嘱されていた松本剛先生が小学校2校を担当するようになることから配置換えにより南部中学校の学校歯科医候補者として對島弘曜先生の推薦があった。このたび佐倉小学校、内郷小学校、西志津小学校、南部中学校の学校歯科医とし

て委嘱をする。したがって、2ページにある学校歯科医委嘱名簿6番に岩井貴之先生、24番に對島弘曜先生、3ページの44番に松本剛先生を追加した。委嘱期間については、令和8年4月1日から9年の3月31日までとする。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市学校管理医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：議案第3号で臼井西中学校校医について審議をお願いしたところだが、同様に臼井西中学校学校管理医の鹿野純生先生の後任について、印旛市郡医師会佐倉地区理事へ推薦を依頼したところ、1ページのとおり、学校管理医委嘱候補者として及川治先生の推薦があった。このたび臼井西中学校管理医として委嘱をする。

したがって、2ページにある学校管理医委嘱名簿5番に追加をした。

委嘱期間については、令和8年4月1日から9年の3月31日までとした。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

いつも学校管理医について質問しているが、及川先生については産業医を持たれているのかどうか、把握しているか。

【指導課長】

及川先生の資格については把握していない。

【委員1名より】

管理医なので、産業医ではなくても別に問題ないということで、いつもそういう話だったが、できれば産業医があったほうがいいというのは我々の見解である。今26人が学校管理医をしていて、各学校医の産業医の資格は分かるか。

【指導課長】

今受けていただいている方の中で9名の方が産業医の資格をお持ちである。

《議決結果》

可決

議案第6号 和解について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：本件については、平成7年2月21日に確認された夢咲くら館における汚水等流出事案により、本市が受けた損害の賠償の方法等について、佐倉市並びに株式会社岡田新一設計事務所及び大成温調株式会社東関東支店は、本件

汚水等流出事案の発生の原因が監理及び施工にあることを認めた上で、今回合意するものである。

具体的な条項だが、3点について説明する。(2)の損害賠償について、資料は次のページ、佐倉市が負担した光熱水費及び職員人件費相当を、損害金として金37万4,128円賠償いただくものである。職員人件費については、主に時間外手当である。

(3)、寄附として、業者は佐倉市及び市民に謝罪し、その意を表するため、図書を含む総額130万円以上相当の備品を佐倉市に寄附するものである。

続いて、(4)、対応義務として、本和解合意書の締結後に、本件に関する汚水等流出事案に起因する不具合が判明した場合は、10年間これに速やかに、かつ適切に対応する義務を負うというものが主な内容である。

そのほか、(1)、原状回復、(5)、清算条項、(6)、疑義等の決定というつくりとなっている。

今後のスケジュールだが、本日議決をいただいたら、議会の議決を求める議案の提出を市長に求め、市議会において議決をいただいたら、速やかに和解合意を行う予定となっている。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

1か月と3日、使用が止まった。利用者と市にはかなりの迷惑がかかったということだが、損害賠償(2)、直接の賠償金は37万4,128円で、なかなかどのくらいの損害が発生したか算定できにくいということで、寄附が130万とちょっとという形になっていると思う。ただ、この130万円以上の図書の寄附というのが適正な金額かどうかという算定はどうか。

##### 【社会教育課長】

総額130万円について、今回損害賠償について積算することは難しいということももちろんあるが、先方より今回こういうものを寄附することで市民に謝罪したいというところから、その金額が妥当かという解釈は難しいが、顧問弁護士等に相談した中では、やっぱり金額の根拠を示すことは難しい中で、先方の申出を受けることが一つの案ではあるというような意見をいただいた。こちらとしてはこの案を受け入れたいと考えていることと、図書については主に児童書だが、今物価高騰の折、なかなか高い本が買えないという現状もあるため、その申出は本当にありがたいことで、しっかり研究をしながら、ふだん買えなかったものを購入していきたいと考えている。

##### 【委員1名より】

積算根拠が難しいというのは確かにそのとおりで、一番被害を受けたのは利用している市民だろうと、やっぱり精神的な苦痛というののもかなりあると思うが、130万が妥当かどうか、弁護士とも話はしているわけか。

##### 【社会教育課長】

そうである。

##### 【委員1名より】

市及び市民に謝罪と書いてあるが、何か形で謝罪しているわけか、この会社が形に現して、要するに何か市の広報に掲載するとか、そういう形は

したのか。

**【社会教育課長】**

記者会見を行ったのだが、業者が同席をして、今回の非は全てこちら側にあるので、今後その流出等事案にかかった経費は私たちが負担するとともに、起因する案件についても今後誠意をもって対応していくというような文書をいただいているところである。それをこの和解が終わった後、合意が終わった後に、このような形で、主に経緯になるが、ホームページ等で発信することで、これまでの流れであったり、相手方のこれまでの対応について説明する予定でいる。

**【委員1名より】**

では、ホームページに発表されるということか。対応を誤ると、非難が市に向いてくるので、やっぱりこの会社のほうの責任だということをしっかりインフォメーションしたほうがいいだろうと思う。

それから、次のページに消滅時効があるが、これは民法上10年間でよかったか。

**【社会教育課長】**

そのとおりで、権利を行使することができることから10年間なので、基本的には和解の合意が締結してからの10年間ということになる。

**【委員1名より】**

市民からすると例えばもう一回同じことが起きるのではないかという不安というのはあると思う。ホームページに掲載していただくとともに、子育て支援センターも近くなので、何か掲示とかということも検討していただくと、より今回この和解に相手方も対応していただいて、非があるということをお認めいただいたこともあるし、和解になったことはよかったと思うので、市としてもしっかり管理しているということをおアピールするチャンスかなと思う。検討をよろしく願います。

**【社会教育課長】**

おっしゃるとおりで、私たちも相手の業者を責めるとか、そういうことではないのだが、責任の所在はきちんとした上で、利用者の方に不安を与えない方法というのがホームページに出すだけで本当にいいのかどうか、検討中である。取りあえず今回の議案は和解というところで、できるだけ早い時期に市民の方へ、時々まだ空いていますかという問合せがあるので、今後情報発信方法については検討してまいりたい。

《議決結果》

可決

(休憩)

4 協議事項

協議事項 (1) 佐倉市教育委員会公印規則の一部改正及び佐倉市立幼稚園管理規則等の廃止について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、例規制定概要書。今回改正及び廃止を行おうとする規則は、1、対象例規と制定改廃の別にある4つの規則となっている。

2の背景。令和6年8月佐倉市議会定例会において、佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止する条例の議案が議決され、令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止することとなった。廃止に伴い、関係する規則の整理を行う必要があるため、今回の改正及び廃止を行おうとするものである。

3の対応方針だが、(1)、佐倉市教育委員会公印規則の中から、幼稚園に関係する規定を削除する。

(2)、佐倉市立幼稚園管理規則、佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則及び佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則を令和8年3月31日をもって廃止する。

次の5、今後の予定。本日の定例会における協議の後、3月11日開催予定の定例教育委員会会議に議案として上程し、議決されたら令和8年4月1日より施行する予定となっている。

資料の2ページ目は改め文、3ページから4ページまでは新旧対照表、5ページからは現行の規則を添付している。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項(2) 佐倉市教育委員会事務処理規程等の一部改正について  
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、例規制定概要書。今回改正を行おうとする訓令は、1、対象例規と制定改廃の別にある3つの訓令となっている。

2の背景として、先ほど協議いただいた協議事項1と同様、令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止することに伴い、こちらは訓令の改正を行おうとするものである。

3の対応方針だが、(1)、佐倉市教育委員会事務処理規程及び佐倉市教育委員会職員人事評価規程の中から、幼稚園に関係する規程を削除する。

(2)、佐倉市教育委員会事務局の職員の定数の配分に関する規程の中から、幼稚園に関係する規程を削除する。なお、幼稚園に配分されていた定数については、暫定的な対応として事務局の定数に加えるが、実際はこれにより事務局の職員数が増えることは予定していない。

5の今後の予定。本日の定例会における協議の後、3月11日開催予定の定例教育委員会会議に議案として上程、議決をいただいたら令和8年4月1日より施行する予定となっている。

資料の2ページから4ページまでが新旧対照表、5ページからは現行の訓令を添付している。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（3）佐倉市教育委員会行政組織規則及び佐倉市教育センター管理運営規則の一部改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、例規制定概要書。今回改正を行おうとする規則は、1、対象例規と制定改廃の別にある2つの規則となっている。

2の背景として、改正理由は3点ある。1点目が先ほど協議いただいた協議事項1及び2と同様、令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止することに伴い、佐倉市教育委員会行政組織規則の改正を行おうとするものとなっている。

2点目については、令和7年11月佐倉市議会定例会において、佐倉市教育センター設置条例の一部を改正する条例の議案が議決され、令和8年4月1日より、教育センターが所管している学校図書館及び情報教育の事務を他所属に移管することとなったため、この移管に伴い関係する規則の改正を行おうとするものである。

3点目については、各所属の事務分掌について、より明確にするため、現状に合わせた整理を行おうとするものである。

3の対応方針について、佐倉市教育委員会行政組織規則の中から幼稚園に関係する規定を削除する。

2つ目として、佐倉市教育センター管理運営規則の中から学校図書館及び情報教育に関する事務を削除する。学校図書館については、佐倉市教育委員会行政組織規則の指導課の事務分掌に加え、情報教育についてはより現状に合わせた文言、学校ICT環境の整備及び活用に関することに変え、学務課の事務分掌に加える。

3つ目として、両規則における事務分掌について、現状に合わせた整理を併せて行う。文言の整理や修正、既に行っている事務で規定がなかったものの追加、現在は行っていない事務で規定が残っているもの等の削除を行っている。あくまで現状に合わせた整理であり、事業を新しく始める、または廃止するようなものとはなっていない。

最後に、今後の予定だが、本日の定例会における協議の後、3月の定例教育委員会会議に議案として上程、議決をされたら令和8年4月1日より施行する予定となっている。

資料の2ページから4ページまでは新旧対照表、5ページ以降は現行の規則を添付している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（4）佐倉市教育行政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則の全部改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、例規制定概要書。今回改正を行おうとする規則は、1、対象例規と制定改廃の別にある佐倉市教育行政に関し職員が受けた働きかけ

の取扱いに関する規則である。

2の背景として、近年サービス利用者からサービス提供者に対する過度な要求等いわゆるカスタマーハラスメントが問題となる中、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけ、カスタマーハラスメントへの対応を強化する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が公布された。本市の市長部局においては、カスタマーハラスメントへの対応に関するマニュアルの作成等により対応の強化を図っており、教育委員会においても市長部局に準じて対応の強化を図る必要があるため、今回の改正を行おうとするものである。

3の対応方針について、佐倉市教育行政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則を全部改正する。内容については、市長部局との事務の統一的な執行ということで、市長部局の規則の例によるということになっているが、資料の6ページ、市長部局の規則の例規制定概要書、3の対応方針1から4のとおり、働きかけとカスタマーハラスメントを切り分ける定義づけ、発生した際の対応方法などとなっている。

資料1。5、今後の予定については、本日の定例会における協議の後、3月の定例教育委員会会議に議案として上程、議決していただいたら、令和8年4月1日より施行する予定となっている。

資料の2ページ目は改め文、3ページから5ページまでは現行の規則、6ページ以降は参考として市長部局の規則の例規制定概要書、新旧対照表及び現行の規則を添付している。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

#### 協議事項（5）佐倉市教育委員会施設管理規則の制定について

##### 教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、例規制定概要書。今回制定を行おうとする規則は、1、対象例規と制定改廃の別にある佐倉市教育委員会施設管理規則である。

2の背景として、先ほど協議いただいた協議事項4と同様、カスタマーハラスメントへの対応の強化を図るため、今回の制定を行おうとするものだが、対応の強化の一環として、市長部局において佐倉市庁舎管理規則の改正を行い、庁舎内での禁止事項等を明確化することが予定されていることから、教育委員会においても教育財産に属する施設に共通する禁止事項等を明確化し、市長部局と同等の措置を講じようとするものである。内容については、市長部局との事務の統一的な執行ということで、市長部局の規則の例によるということになっているが、資料の3ページ、市長部局の規則の例規制定概要書、3の対応方針（5）のとおり、庁舎内での禁止事項の細分化、撮影や録音等を管理者の許可を要する行為とすることなどとなっている。

資料の1ページ。今後の予定については、本日の協議いただいた後、3月の定例教育委員会会議に議案として上程、議決いただいたら令和8年4月1日より施行する予定となっている。

資料の2ページは制定文、3ページからは参考として市長部局の規則の例

規制定概要書、新旧対照表及び現行の規則を添付している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（6）佐倉市の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

学務課長より上程協議題の説明

内容：本計画は、令和7年に改正された給特法第8条により、文部科学大臣が定める指針に即して全ての服務監督教育委員会が策定し、公表することが義務づけられたものである。今後、佐倉市の教職員の働き方改革を計画的に進め、取組を改善につなげるため、国が委託したPwCコンサルティング合同会社、株式会社先生の幸せ研究所とオンライン会議で数回にわたり内容の推考を重ねて策定した。佐倉市の現状としては、佐倉型カリキュラムの導入や校務DXの推進など、業務負担の軽減に努めてきたが、依然として副校長、教頭や中学校教員の時間外在校等時間が高い状況が続いている。こうした課題に対応するため、業務管理や教職員の健康確保に取り組んでいく。

具体的には、通学路の見守り、学校ホームページの管理、ICT機器の保守、休日の部活動など、学校以外の主体が担うことが適当な業務について、地域の関係機関への移行を進めていく。あわせて、授業準備や成績処理のデジタル化、水泳指導の見直しに加え、スクールカウンセラーや多様な学びの相談員との連携を強化し、教職員が教育活動に専念できる体制をより一層整備する。また、教職員のストレスチェック実施の徹底、年次有給休暇の取得促進、定時退校日の設定、時差出勤勤務制度の検討など、健康面、勤務環境での改善を進めていく。

さらに、国が令和11年度には教職員の時間外在校時間45時間以下を100%とし、さらに平均30時間程度にする目標を掲げていることから、本市においても大きな挑戦ではあるが、目指していきたいと考えている。そのための取組の一つとして、働き方改革のワークショップを実施しており、先生の幸せ研究所の講師や指導主事を学校に派遣しながら進めている。これまで13校で実施し、教職員からは授業準備の時間が増えた、それから自分たちの力でよりよい環境をつくることできるといった前向きな声が寄せられており、今後の働き方に期待できるものと考えている。

令和8年度は、市内全校を対象にワークショップを展開し、教職員が自ら働き方を見直し、管理職と合意形成を図りながら、学校が主体的に勤務時間の削減に取り組めるよう支援していく。市としては、本計画の推進を通じて教職員が健やかに職務に専念できる環境づくりと、職員のウェルビーイングの実現を一層進めていきたいと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（7）佐倉市いじめ防止基本方針の改訂について

指導課長より上程協議題の説明

内容：佐倉市のいじめ防止方針については、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止等のための基本方針に基づき、平成 27 年 12 月に策定したものである。この基本方針では、いじめの定義から始まるいじめ防止対策の基本的な考え方、佐倉市が実施する施策、学校が実施する施策に加え、重大事態への対処が記されている。本方針は、いじめ問題を市、教育委員会、学校、地域、家庭等、周りの大人が一体となって課題意識を共有し、いじめを許さない風土づくりを進めるとともに、いじめ問題に対する具体的な対処について市を挙げて行うための指針となる。

主な改訂の内容については、資料の新旧対照表に記載をしている。大きくまとめると、1つ目として、用語や定義の整理、2つ目として、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインなど、国の指針の改訂内容等を踏まえた文言の付加、3つ目に、より具体的な対処となるための表現の修正や文言の付加が主な改訂内容となっている。このほかに細かな修正点として、表記揺れの修正、現状に合わせた表現の修正等が幾つかある。改訂版のいじめ防止基本方針も添付をした。章立て、項立て等については、現行のものと変更はない。

本日の協議の後、3月定例教育委員会会議で議案として上程し、議決をいただけたら、4月1日から改訂したものを施行していく予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

## 5 教育長閉会宣言